

10月に改正木材利用促進法が施行

— 建築物の木造化を促進 —

主事研究員 安藤範親

1 法改正で民間建築物の木材利用を促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「木促法」)」が改正され「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(以下「改正木促法」)」が2021年10月に施行された。

従前の木促法は、木材の適切な供給および利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展と、森林の適正な整備および木材の自給率の向上に寄与することを目的として、国・地方公共団体が、公共建築物等^(注1)への木材利用に率先して取り組むことを定めた法律である。木促法は、公共建築物のうち、耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められていない3階建て以下の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図ることとした。公共建築物の木造率(床面積ベース)は10年度当時8.3% (うち3階建て以下17.9%)と低く、潜在的な木材需要が見込まれたのである(第1表)。木促法が実施された結果、公共建築物の木造率は19年度に13.8% (うち3階建て以下^(注2)28.5%)と、10年間で5.5ポイント(うち3階建て以下10.6ポイント)上昇した。

今回の改正木促法では、木材の利用がまだ少ない4階建て以上の中高層建築物を木造化

の対象に加えたほか、公共建築物だけでなく一般の民間建築物も対象に含めた。また、低層・中高層を問わず、エントランスなど目に触れる機会が多い部分の内装木質化も推進する。国・地方公共団体は、これまでどおり公共建築物で率先して木材の利用に取り組むほか、民間建築物での木材利用促進のため、木材利用に関する技術的情報の提供や、木造建築物の設計・施工に関する知識と技能を有する人材の育成などに注力する。

なお、改正木促法は、目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加した。その基本理念として、木材の利用促進は、①森林資源の循環利用によりCO₂の吸収作用の保全・強化が十分に図られること、②木材よりもCO₂排出等の環境負荷の程度が高い資材を代替し、CO₂の排出抑制その他の環境負荷低減が図られること、③林業および木材産業の発展を通じた地域経済の活性化に資すること、を旨として行われなければならないとしている。

2 建築物の木材利用状況

改正木促法では、民間建築物を含めた全ての建築物を対象に木造化や内装木質化が推進される。そこで、建築物(民間・公共含む)の木

第1表 公共建築物の木造率の推移(床面積ベース)

(単位 %)

	10年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
公共建築物	8.3	8.4	9.0	8.9	10.4	11.7	11.7	13.4	13.1	13.8
うち低層	17.9	21.3	21.5	21.0	23.2	26.0	26.4	27.2	26.5	28.5

資料 林野庁「令和元年度の公共建築物の木造率について」

第2表 階層・用途別に見た木造率(床面積ベース)

(単位 %)

	床面積計	木造率	うち		4階建て以上	木造率
			3階建て以下	木造率		
全建築物	100.0	48.1	73.8	65.1	26.2	0.0
住宅	64.3	69.2	72.8	82.9	40.5	0.0
非住宅	35.7	9.9	17.2	17.6	59.5	0.0

資料 国土交通省「令和元年度建築着工統計調査」を基に筆者作成

造率を見ると19年度48.1%（うち3階建て以下65.1%）と木造建築物が半数近くを占める（第2表）。ただし、木造の多くは住宅用建築物であり、非住宅用建築物は19年度9.9%（うち3階建て以下17.6%）と低い。また、従前の木促法では、3階建て以下の木造率が上昇したが、4階建て以上の中高層となると住宅・非住宅に関わらず19年度0.0%とほとんど建てられていない。

その理由としては、防火規制により耐火建築物とする必要があることから木造は非木造と比べて建築コストが高くなりがちなこと、技術者が不足していること、などが挙げられる。

3 木材使用量の把握とESG不動産投資が カギに

改正木促法による支援の強化や規制緩和の

(注1) 公共建築物等とは国または地方公共団体が整備する全ての建築物ならびに民間事業者が整備する教育施設、医療、福祉施設等の建築物をいう。

(注2) 耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められていない3階建て以下の公共建築物に限った木造率は19年度86.7%に達する。

(注3) 建築着工統計調査における建物の構造の分類は、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、その他に分けられる。

(注4) 環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の3つの要素について、金融機関が企業を評価する手法。

進展などにより、民間を含めた非住宅用建築物において成果が期待され、長期的には4階建て以上の中高層建築物においても木造化が進む可能性があるが、短期的にはコストや技術面の課題から難しいだろう。まずは、耐火性能に優れた鉄骨、コンクリートなどの非木造と木造を組み合わせた混構造の普及が木材利用促進の足がかりとなる。ただし、国土交通省の建築着工統計調査は混構造で建物の分類を把握していない。^(注3) 公共建築物では木促法の下に構造に関わらず木材使用実績が把握されてきた。改正木促法の下では民間建築物においても木材使用量を把握することが必要である。

また、21年6月に第一生命保険が、不動産運用における投資基準にESGを^(注4)組み込むことを決定し、東京の都心に木材、鉄骨、コンクリートを組み合わせた混構造の12階建て賃貸オフィスビルを建設する検討に入った。中高層建築物に鉄やコンクリートよりも環境負荷の低い木材を利用するESG不動産投資の動きが顕在化しつつある。今後は、金融機関の不動産評価の在り方も木材利用促進のカギとなるだろう。

(あんど う のりちか)